



お客様便利ガイド

# 引越手続きチェックリスト

忘れずに  
チェック  
しましょう！

引越時には多くの手続きが必要です。

このチェックリストを使用して、ひとつひとつチェックしながら確実に済ませていきましょう！

## すぐにあること

- 賃貸住宅の解約** 管理会社または家主に連絡。  
賃貸借契約書に記載されている“解約予告の告知期限”を確かめておく。
- 転校届** ①引越しが決まったら、すぐに担任の先生に知らせる。  
②学校から在学証明書・教科用図書給与証明書を受け取る。
- 新居の下調べ** 道幅、エレベーターの有無、間取り、収納スペース、ガスの種類、駐車場、駐輪場など。
- 不要品（粗大ゴミ）の処分** 各市区町村の窓口に電話またはインターネットで申し込みし、引取りを予約。
- 家電製品・パソコンの処分** エアコン、テレビ（プロジェクションテレビを除く）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は原則購入した店に処分依頼。
- 転居はがきの作成** お世話になった友人・知人に引越しのお知らせをしましょう。
- 箱詰め開始** 荷造りを始める“箇所”は玄関より遠い部屋から、利用頻度に合わせて箱詰めをしていきましょう。

## 10日前までに

- 郵便物の転送手続き** 郵便局の窓口にある転送届に必要な事項を記入して投函、またはインターネットで転送の手続き。
- 新聞・牛乳・食材宅配サービス等の住所変更届** この他にも定期的に購入しているものがないか確認して、早めに連絡。
- インターネットの移設手続き** プロバイダーへ連絡し、移設の手続き。
- 電話の移転手続き** 固定電話から116へ電話、またはインターネットで手続き。3～4月頃は、電話の移転や新設が多いため少なくとも2週間以上前に要連絡。
- 新居家財配置図の作成** 間取り図を利用し、家具・家電などの大きな荷物の配置図を作成しておきましょう。

## 1週間前までに

- 転出届** 市区町村役所へ印鑑を持参し、転出証明書の発行手続き。国民健康保険、老齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、印鑑登録廃止等の手続きを同時に行なうと便利。
- 電気の手続き** 各電力会社へ電話あるいはインターネットで手続き。料金の精算は、引越当日に係員が集金、口座振替・クレジットカード、新居へ請求書送付のいずれか。
- ガスの手続き** 各ガス会社へ電話あるいはインターネットで閉栓作業依頼（場合により作業時立会いが必要）料金の精算は、閉栓作業時に係員が集金、口座振替、新居へ請求書送付のいずれか。また、新居のガス会社に開栓の予約。
- 水道の手続き** 水道局、または市区町村役所の水道課に電話あるいはインターネットで使用停止手続き。料金の精算は、引越当日に係員が集金、口座振替、新居へ請求書送付のいずれか。
- 金融機関の手続き** 通帳・届出印を持参、または郵送、インターネットで住所変更の手続き。  
クレジットカード会社、保険会社への連絡もお忘れなく。
- NHKの住所変更届** ホームページ上の専用フォーム、もしくは新居で訪問してきたNHK担当者から用紙をもらって郵送。
- ペット類（犬）の手続き** 印鑑を持参し保健所へ届け出。

## 前日までにあること

- 冷蔵庫のコンセントを抜き、水抜きと庫内掃除。**
- テレビなどの映像機器・オーディオ機器の配線を外しとめる。**
- 貴重品は常に持ち歩くバッグに入れておく。**
- 当日すぐに使うものは別にまとめておく。**
- 石油ストーブの灯油を抜き取る。**
- パソコン内の電子ファイルをバックアップする。個人情報には「暗号化」または「パスワード設定」をする。**



お客様便利ガイド

## 引越手続きチェックリスト

忘れずに  
チェック  
しましょう！

引越時には多くの手続きが必要です。

このチェックリストを使用して、ひとつひとつチェックしながら確実に済ませていきましょう！

### 当日にすること

ご近所へのあいさつ

旧居  電気のブレーカーを落とす

ガス使用停止の立会い

電気・ガス・水道の清算

忘れ物チェック

鍵の返却

管理人へのあいさつ

集合住宅の場合は管理人に挨拶をして、ごみ収集日などのルールを確認する

ご近所へのあいさつ

引越し作業に伴う物音や家財搬入でエレベーターを

頻繁に使ったりするためご近所へ一言あいさつしておく。

新居  電気の使用開始

電気のブレーカーを上げる。後日「電気使用申込書」に必要事項を記入し投函。

ガス開栓の立会い

ガス開栓には立会いが必要です。

水道の使用開始

水道の使用を始めたなら「開始申込/ガキ」に必要事項を記入し、投函。

### 引っ越し後、1～2週間以内に

転入の手続き

新居へ移ってから14日以内に、転出証明書・印鑑を市区町村役所へ持参のうえ手続き。国民健康保険  
国民年金、老齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、印鑑登録等の手続きを同時に行なうと便利。

転校の手続き

①市区町村役所の転入届を済ませた後、教育委員会で転入学通知書を受け取る。

②指定の学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書・転入学通知書を提出。

私立校や地域により、手続きが異なる場合があるので要確認。

公共料金の引き落とし手続き

自動引き落としは通帳・届出印を持参のうえ手続き。

不動産登記の住所変更

土地・建物を所有している場合は、法務局支局または出張所へ行き、登記簿甲区（所有者欄）の  
住所変更手続きをする。届出には申請書、転出先住民票（住所を証明するもの）、  
印鑑（認印）が必要。代書または知人に依頼する場合は、委任状が必要。

自動二輪・自動車の登録変更

所轄の陸運支局へ、車庫証明・車検証・住民票・印鑑と車を持参のうえ手続き。

運転免許証の住所変更

①同じ都道府県で引越しをした場合、転居先の最寄の警察署または運転免許センターへ、  
免許証、住民票、印鑑を持参し届け出る。

②他の都道府県から引越しをした場合は、上記に加え写真1枚が必要な場合がある。

③免許証が更新期間内に入っている場合は、運転試験場で更新の際に変更可能。

（但し、更新通知は「免許証記載の住所」へ送付される）

ペット類（犬）の登録変更届

印鑑、旧鑑札、狂犬病予防接種書を持参し、30日以内に新住所を管轄する保健所で登録手続き。